

令和5年5月31日

大河原町議会議長 岡崎 隆 殿

資格審査特別委員会  
委員長 大 沼 忠 弘

資格審査特別委員会審査結果報告書

本特別委員会に付託された岡崎隆議員の資格の有無について、審査の結果、別紙資格決定書のとおり決定したので、大河原町議会会議規則第76条の規定により報告します。

## 資 格 決 定 書

資格の決定を求めた議員                      高橋 豊 議員

資格の決定を求められた議員                岡崎 隆 議員

岡崎隆議員の議員資格の有無について、次のように決定する。

### 1 決 定

地方自治法第 92 条の 2 の規定に該当せず、議員資格を有する。

### 2 理 由

別紙のとおり

令和 5 年 6 月 8 日

大 河 原 町 議 会

(別紙)

## 理 由

### 1. 資格審査特別委員会の設置

令和5年3月10日、高橋豊議員より岡崎隆議員に対する資格決定要求書が出された。内容は、岡崎隆議員が役員を務める減災みやぎ株式会社が、新型コロナウイルス感染者使用施設の消毒作業について、繰り返し請け負っており、地方自治法第92条の2に規定する議員の兼業禁止に該当するかどうか資格審査を要求するものであった。

なお、大河原町議会委員会条例（以下「委員会条例」という。）第6条第1項にて、「議員の資格決定の要求があったときは、資格審査特別委員会が設置されたものとする」と規定されており、この要求書の提出をもって資格審査特別委員会（以下「特別委員会」という。）が設置された。

3月15日に会派代表者会議を開催し、特別委員会の委員の選任について協議した結果、会派代表6名で構成することに決定し、3月16日の第1回定例会（3月会議）本会議において中村淳委員、大沼常次委員、須藤慎委員、万波孝子委員、佐藤巖委員、大沼忠弘委員が特別委員に選任され、資格決定の件は特別委員会に付託されることとなった。

### 2. 調査（審査）事項

地方自治法（以下、「法」という。）第92条の2に規定する議員の兼業禁止に該当するか否かの審査

#### 地方自治法第92条の2

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負（業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。以下この条、第四百四十二条、第一百八十条の五第六項及び第二百五十二条の二十八第三項第十号において同じ。）をする者（各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を除く。）及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

### 3. 特別委員会の経過

第1回 令和5年3月16日	委員長、副委員長の互選について
互選の結果、委員長に大沼忠弘委員が、副委員長に万波孝子委員が選任された。	
第2回 令和5年4月7日	①傍聴の取り扱いについて ②調査の方法について
①傍聴の取り扱いについては、委員会条例第17条により公開することとした。 ②調査の方法については、初めに資格審査決定要求書を提出した高橋豊議員に出席を求め、法に該当するか否か審査を要求した理由について確認することとした。また、新型コロナウイルス感染者使用施設の消毒作業を減災みやぎ株式会社に随意契約で委託した町執行部（副町長、総務課長、教育長、前教育総務課長）に、委託した経緯について確認することとした。	
第3回 令和5年4月21日	①資格の決定を求めた議員からの意見聴取 ②町が実施した施設消毒業務委託に関する説明
①高橋豊議員が出席し、法に該当するか否かの審査を要求した理由について説明を受けた。 ②町執行部から藤田秀明副町長、菊地仁美総務課長、鈴木洋教育長、佐藤勝弘前教育総務課長が出席し、減災みやぎ株式会社と随意契約した経緯について説明を受けた。さらに、委託した際、法に照らしてどうなのか検討した上での委託だったのか説明を受けた。	
第4回 令和5年4月28日	①これまでのまとめ ②資格の決定を求められた議員からの意見聴取
①万波副委員長が、これまでのまとめとして経過を報告した。 ②岡崎隆議員が出席し、代表取締役及び取締役就任した経緯や町の業務を請け負った事情、議員の兼業禁止に対する認識の有無などについて説明を受けた。	
第5回 令和5年5月11日	資格決定の内容についての検討
岡崎隆議員の資格の有無とその理由等について、委員間討議を行った。	
第6回 令和5年5月26日	特別委員会審査報告書（案）について
これまでの審査を踏まえ、特別委員会審査報告書（案）について検討した。	

### 4. 調査（審査）内容及び結果

傍聴の取り扱いについては、委員会条例第17条により公開とすることとし、資格審査決定要求書を提出した高橋豊議員に出席を求め、法に該当するか否か審査を要求した理由について確認する。また、新型コロナウイルス感染者使用施設の消毒作業を減災みやぎ株式会社に随意契約で委託した町執行部（副町長、総務課長、教育長、前教育総務課長）に、委託した経緯について確認するとともに、資格の決定を求められた岡崎隆議員からの聴き取りを行うこととした。

法に該当するかどうかの判断にあたっては、判例等を参考に調査し、次のとおり判断した。

- (1) 執行部側からの説明では、県南でコロナ感染者が学校から出たのは大河原町が初となり、保健所からはペストコントロール協会を紹介された。しかし本町では職員が対応するのではなく、専門業者を選んだが、その時点で感染が拡大しており、ペストコントロール協会では第1回目の消毒作業は実施したものの、それ以降の即座の対応は出来ないとのことだった。岡崎議員が減災みやぎ株式会社の取締役であることは承知しつつも法を当初から意識はしていなかったが、額面的にも問題はないと考えており、それよりも緊急性が高く、早急な教育環境整備の回復が求められていた中で複数の業者にもその都度当たったが、結果として減災みやぎ株式会社に委託することとなった。
- (2) (1) に対して岡崎議員は依頼当初2度程断っている。しかしながら、受け皿となる業者が見つからないと知見の無い職員に消毒作業をさせることの心的ストレスなどを懸念して業務を受けることにした。他企業と比べると作業にかかる費用も安く、早急に業務を実施できるという実情もあり、社会的使命感の中で他の業務よりも大河原町の実情を踏まえ、最優先に業務を実施した。また、業務を請け負う中で法については、当時の状況において被害状況が拡大していく中、学校等を安心安全な場所にするとともに児童生徒の学習機会の確保ということが最優先と受け止めており、資格決定に関わることは頭にも無かった。
- (3) 最高裁判例、すなわち「主として同一の行為をする法人」とは、普通地方公共団体等に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の法人を指すものと解すべきであり、請負量が全体の業務量の半分を超える場合は、これに該当し、半分以上を超えない場合であっても、業務の主要部分を占め、その重要度が長の職務遂行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情があるときは、「主として同一の行為をする法人」に該当する、との判例に照らし、岡崎議員から提出された減災みやぎ株式会社の令和3年度の決算書により、売上高に対する本件での請負額を算出したが、その割合は30%に満たない額であった。この点においても資格を判断する参考とした。
- (4) 今般、資格審査を要求された法に規定する請負とは、一定期間にわたる継続的な取引関係がこれに当たるが、本件の業務内容はいつ発生するかもわからない不確実性の極めて高いコロナ感染者が確認された際の緊急対応業務であり、その都度町側でも複数の業者に声掛けしている。事案が発生した際は複数業者に問い合わせを行い、即時の対応が困難である旨の回答を受けたことから、即応が可能であった減災みやぎ株式会社へ結果として、連続して依頼をかけざるを得なかったことが確認された。減災みやぎ株式会社が業務を請け負った時期は全国的にもコロナ感染がまん延、拡大し、消毒業者への業務依頼が殺到していたことは明らかである。当時の背景や人道的観点からしても、減災みやぎ株式会社が実施した新型コロナウイルス感染者使用施設の消毒業務はある種の災害対応に等しく、専門性や緊急性が求められている中で公益性の高い業務であり、町側、受注側の判断は妥当であるといえる。

以上のことから、最高裁の判例や、法の趣旨と照らし合わせ、特別委員会で協議し、意見を集約したところでは、当時の背景および事態の緊急性等を含め総合的に判断した結果、法には抵触しないと判断した。委員会採決では、「地方自治法第 92 条の 2 の規定に該当せず、議員資格を有する」と決定した。

おわりに、今般、議員の兼業禁止には該当しないとの特別委員会の審査結果ではあるが、委員からは法がある以上業務を受けるべきではなかったという意見もあり、請負だけではなく納入業務や町から補助を受けている団体の理事、役員等を担っている議員も少なくないことから、法的に問題がないとしても道義的、社会通念に照らし、町民から誤解やあらぬ疑念を抱かれることなきよう、議会自ら襟を正すべく、議会基本条例や政治倫理条例の見直し等が求められる。

以上、特別委員会報告とします。

#### 【参考記録】

番号	記録名	提出者
1	資格決定要求書及び証拠書類の写し ・減災みやぎ(株)の履歴事項全部証明書 ・減災みやぎ(株)が町と契約し実施した新型コロナウイルス感染者施設消毒業務委託一覧表（令和 2 年度～ 4 年度） ・地方自治法第 92 条条文 ・町議会会議規則条文	高橋豊議員
2	令和 3 年度減災みやぎ(株)総勘定元帳及び決算報告書の写し	岡崎隆議員
3	町が実施した新型コロナウイルス感染者施設消毒業務委託一覧表（令和 2 年度～ 4 年度）及び契約関係書類一式の写し	総務課 教育総務課